

平成29年度
第1回 関市公共交通活性化協議会
議案書

平成29年6月19日（月）午前10時
関市役所 6階 6-2会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成29年6月19日出席者名簿)

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

	区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名	代理出席者	
1	学識経験者	福 本 雅 之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員		
2	事業者代表	山 田 芳 喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事	松井貞義	事務局長
3		武 藤 行 儀	岐阜乗合自動車(株) 取締役営業管理部長	齋藤浩太	営業管理部
4		山 田 善 章	(株)ドライビングサービス 業務部長	欠席	
5		成 田 和 夫	岐阜交通東部(株) 営業部長		
6		佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
7	市民・ 利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長		
8		澤 井 基 光	関市社会福祉協議会 会長		
9		江 崎 久 夫	関市老人クラブ連合会 会長		
10		粟 倉 元 臣	関商工会議所 副会頭		
11		渡 邊 大 吾	関市PTA連合会 (板取小学校PTA会長)	欠席	
12		金 城 淑 子	関市女性連絡協議会 副会長	欠席	
13	岐阜運輸支局	二 輪 昭 宏	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官	宇佐美 有紗	運輸企画専門官
14	運転手組合代表	鷺 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
15	岐阜県公共交通課	浅 倉 和 仁	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	森 隆行	公共交通課 主事
16	道路管理者	野 田 純 大	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		河 村 雅 美	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長		
18	関警察署	吉 田 三 紀	関警察署 交通課長	野上 尚浩	交通捜査係長
19	関 市	中 村 繁	関市 副市長 (会長)		
20		桜 田 公 明	関市 企画部長 (幹事長)		
21		坂 井 英 一	関市 建設部長		

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 平成28年度事業報告

議案第2号 平成28年度決算及び会計監査報告について

議案第3号 平成29年度事業計画（案）について

議案第4号 平成29年度予算（案）について

議案第5号 生活交通確保維持改善計画について

議案第6号 バス乗降所の新設について

4 その他

(1) 関市地域公共交通網形成計画の修正について

別冊資料2 関市地域公共交通網形成計画（修正版）

(2) 路線再編の具体案について

5 閉会

議案第1号

平成28年度事業報告

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、関市公共交通網形成計画の策定に向けた調査事業の実施、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び、利用促進事業を行いました。

- 1 本協議会で検討を重ねながら関市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査事業を行いました。調査結果を受けH29.3月に関市として計画を策定しました。
- 2 バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に、小学生4年生以上を対象とした「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施しました。（7月21日～8月31日）

平成28年度 小・中学生関シティバスの乗車体験利用実績

	関シティバス (定時定路線)	デマンドバス	デマンドタクシー	計
小学生	1,339人 (+327人)	2人 (-19人)	7人 (-4人)	1,348人 (+304人)
中学生	1,160人 (+164人)	4人 (-10人)	8人 (+8人)	1,172人 (+162人)
計	2,499人 (+491人)	6人 (-29人)	15人 (+4人)	2,520人 (+466人)

() は昨年比

- 3 6月20日～30日にまちづくり市民会議との共催により関板取線、板取ふれあいバスを利用し、温泉やモネの池を回る企画乗車券を販売し「路線バスで板取の旅」を開催しました。2月1日～2月28日には当協議会の主催で「路線バスで武儀・上之保の旅」を開催しました。

また、2月24日には関市国際交流協会との共催による、関市在住外国人向けのバスの乗り方教室を開催しました。

【参加実績】

- ・路線バスで板取の旅
前売り往復券100枚完売（往復券1枚につき協議会で200円補助）
- ・路線バスで武儀・上之保の旅
クーポン付乗車券利用者12人
- ・バスの乗り方教室 参加60人
日本人20人、ベトナム人30人、中国人、8人、ブラジル人2人

議案第2号

平成28年度関市公共交通活性化協議会決算について

【収入の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較	備考
1 補助金	6,382,000	6,382,000	0	
2 繰越金	522,269	522,269	0	前年度繰越金
3 預金利子	631	10	△621	預金利子等
収入合計	6,904,900	6,904,279	△621	

【支出の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較	備考
1 会議費	364,000	450,538	86,538	会議資料印刷費 費用弁償
2 事務費	40,000	35,660	△4,340	プロポーザル審査報酬 駐車料、振込手数料等
3 事業費	6,255,900	5,236,922	△1,018,978	計画調査事業 4,989,600 小中学生夏休み乗車体験 路線バスで板取の旅等
4 公課費	0	14,454	14,454	委員報酬預かり所得税
5 予備費	245,000	0	△245,000	
支出合計	6,904,900	5,737,574	△1,167,326	

収入 6,904,279 円 － 支出 5,737,574 円＝ 差額 1,166,705 円

※差額 1,166,705 円は、関市へ返還しました。

会計監査報告


平成29年6月13日に、関市公共交通活性化協議会の平成28年度歳入歳出決算について、預金通帳、証拠書類及び諸帳簿により監査したところ、適正かつ正確に執行されていることを認めましたので、関市公共交通活性化協議会規約第5条第5項の規定により報告します。

平成29年6月19日

監事 関市老人クラブ連合会

石井和 

監事 関市女性連絡協議会

金城淑子 

※ 上記、会計監査報告の原本は事務局で保管してあります。

議案第3号

平成29年度事業計画（案）

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議を行います。

1 再編実施計画策定に向けた調査や関係各所との調整・協議をします。

再編実施計画策定にあたっては、市全域の路線・運行形態の見直し、統一的な運賃体系の構築、地域内バスの自家用有償運送への移行について、各事業主体や地域住民等の同意の下に策定していく必要があるため、平成30年秋までに計画策定を完成し、国土交通大臣の認定を受けた後、平成31年10月からの実施を目指して、協議調整を進めます。なお、関市地域公共交通網形成計画の中で、本年度中に実施できる事業は下記のとおり順次実施していきます。

2 関市地域公共交通網形成計画で定めた事業を推進します。

- (1) バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に夏休みに「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施します。（7月21日～8月27日）
- (2) 小中学校や国際交流協会など各種団体との連携によりバスの乗り方教室、バリアフリー体験教室を開催します。
- (3) 昨年実施した路線バスの旅を引き続き実施します。企画運営に際しては、地域住民や交通事業者と連携を図ります。
- (4) 公共交通利用のきっかけづくりとして、季節に合わせた装飾バスや、車両ラッピングを行います。

議案第4号

平成29年度関市公共交通活性化協議会予算(案)について

【収入の部】

(単位:円)

	H29予算額	H28予算額	比較	備考
1 補助金	5,530,000	6,382,000	△852,000	関市補助金
2 繰越金	0	522,269	△522,269	前年度繰越金
3 預金利子	1,000	631	369	預金利子等
収入合計	5,531,000	6,904,900	△1,373,900	

【支出の部】

(単位:円)

	H29予算額	H28予算額	比較	備考
1 会議費	364,000	364,000	0	費用弁償 資料製作
2 事務費	40,000	40,000	0	駐車料 振込手数料等
3 事業費	5,049,200	6,255,900	△1,206,700	運賃シュミレーション 4,712,400 小中学生夏休み乗車体験 (乗車券印刷、運賃) 他
4 公課費	41,600	0	41,600	委員報酬預かり所得税
5 予備費	36,200	245,000	△208,800	
支出合計	5,531,000	6,904,900	△1,373,900	

議案第5号

生活交通確保維持改善計画について

【要旨】

「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握し、当協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供を図るための取組についての計画です。

関シティバスは平成21年10月から試行運行を行い、平成23年10月から本格運行を開始し、地域公共交通確保維持改善事業と位置づけました。平成30年度（H29.10～H30.9）についても、事業を推進するにあたり生活交通確保維持改善計画を策定します。

<路線名>

- (1) 買い物循環線
- (2) 市街地病院循環線
- (3) わかくさ・小金田線
- (4) わかくさ・千疋線
- (5) 関板取線

国庫補助金に関するスケジュールについては平成29年と同じですが、平成30年度事業から①事前内定方式の見直し。②定時定路線運行の補助要件の見直し。③市町村毎の国庫補助額上限額の算定方法の見直し。が行われます。

【平成30年度事業（H29.10～H30.9）に関するスケジュール】

平成29年6月	確保維持改善計画策定
平成29年9月	確保維持改善計画認定
平成29年10月	
↓	事業実施
平成30年9月	
平成30年11月	補助金交付申請
平成31年2月	交付決定及び額の確定
平成31年3月	補助金交付

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
関市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性
<p>（1）事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関市は岐阜県中心部に位置し、平成17年2月に周辺5町村を編入合併して、市域が102.51km²から472.33km²と4.6倍に拡大し、美濃市の全域と郡上市の南部地域を東の上之保地域と西の板取地域とでV字型で囲む変則的かつ広大な市域となっている。・ 市の公共交通は、唯一の鉄道である長良川鉄道が、市の中心部である関地域を南北に走り、中濃地域の基幹的交通機関となっているものの、市域の大部分の公共交通サービスは、バスが担っている。・ 高齢化、長寿化により、市の高齢化率は年々上昇しており、特に合併した中山間地域では、高齢化率が30%を超え、高齢化、過疎化の進展が著しい状況にある。また、少子化により、通学で公共交通を利用する機会の多い高校の生徒数は、平成12年以降、減少傾向が続いている。・ このような状況の中、公共交通サービスを維持確保するためには、より多くの市民が公共交通を利用する必要がある、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められる。・ これを実現するためには、利用しやすい交通体系の構築が必要となり、市民ニーズに応じた生活交通を確保すること目的として、平成28年度に策定した関市地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通確保維持改善事業に取り組むものである。 <p>（2）事業の必要性</p> <p>地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性にあった公共交通サービスを提供する必要があり、地域特性に応じて以下のフィーダーバス路線を確保するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関板取線 <p>板取、洞戸及び武芸川の中山間地域の通勤、通学需要や通院、買物時の移動支援のため、関市の中心市街地と中山間地域の中心を結ぶ既存のバス路線のうち、これら地域間を結ぶ路線を地域間幹線交通と位置づけ交通事業者と行政が主体となって高度なサービス水準を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 買い物循環線、市街地病院循環線 <p>中心市街地では、主要施設にアクセスし、短距離移動においても利用可能な高度なサ</p>

ービスを確保する。

- ・わかくさ・小金田線、わかくさ・千疋線

中心市街地の周辺部では、地域特性や需要に見合った運行形態で、幹線系路線の乗継拠点に連絡する公共交通サービスを確保する。

これら公共交通相互間の接続性向上を図るため、公共交通ネットワークの構築に合わせて乗継拠点を整備し、まちづくりと一体となった活性化を図る必要がある。現在、合併地域において、公共施設等の統廃合が検討されており、これら整備の進捗に合せて乗継拠点の整備を進めるものとする。

関市の重要な乗継拠点となる長良川鉄道関駅の西口駅前広場については、平成 26 年 4 月より供用を開始し、市内を運行する各路線とのアクセス、長良川鉄道とのアクセスも容易になり、さらに公共交通ネットワークが充実する。

2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・理想的な公共交通ネットワークを構築するためには、計画の目標を以下のように設定する。また、関市地域公共交通網形成計画に定めたとおり、平成 31 年度に中間評価、平成 33 年度には最終評価を行うものとする。

計画の目標	目標値
● 地域住民のニーズを踏まえ、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成 市街地における 1 日あたりのバス乗降人数	1, 300 人/日以上
● 気軽に利用でき持続可能な公共交通の実現 公共交通の維持に必要な市民一人あたりの年間負担額	3, 900 円/年以下
● わかりやすく乗って楽しい公共交通づくり 人口 1 人あたりの公共交通の年間利用回数	12. 0 回/人以上
● 様々な主体の連携による公共交通の維持・改善 人口 1 人あたりの地域内バスの年間利用者数	5. 0 回/人以上

(2) 事業の効果

- ずっと暮らし続けられる関市を支えられる地域公共交通ネットワークの構築
- ・高校生が公共交通で通学できるサービスの提供
- ・高齢者が公共交通で日常的な生活ができるサービスの提供
- ・より多くの人がいやすい公共交通サービスの提供

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線別評価の実施（実施主体：関市）【網形成計画事業 1-1】
- ・企画乗車券、イベント装飾やラッピング車両による利用促進（実施主体：当協議会）
【網形成計画事業 3-2、3-4】
- ・バスの乗り方教室、通学支援制度の充実（実施主体：関市および当協議会）
【網形成計画事業 2-3、4-4、4-5】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
関市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
岐阜乗合自動車株式会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
該当なし
15. 協議会の開催状況と主な議論

・平成20年5月21日（第1回）	協議会設立、事業内容について協議
・平成20年11月5日（第2回）	関市地域公共交通総合連携計画について協議
・平成21年2月19日（第3回）	関市地域公共交通総合連携計画の承認
・平成21年6月22日（第4回）	計画事業の実証について協議
・平成21年11月9日（第5回）	実証運行状況の報告、バス路線の評価方法の協議
・平成22年3月16日（第6回）	バス路線の評価方法の承認
・平成22年7月28日（第7回）	計画事業の実証について協議
・平成22年11月25日（第8回）	バス路線の中間評価について協議
・平成23年3月18日（第9回）	バス路線の中間評価の承認
・平成23年6月23日（第10回）	平成24年度地域内フィーダー計画の承認
・平成24年1月23日（第11回）	バス路線最終評価の検討
・平成24年3月23日（第12回）	バス路線最終評価の承認
・平成24年6月21日（第13回）	平成25年度地域内フィーダー計画の承認
・平成25年1月29日（第14回）	平成24年度バス路線の実績及び評価結果
・平成25年6月19日（第15回）	平成26年度地域内フィーダー計画の承認
・平成26年1月20日（第16回）	生活交通ネットワーク計画の変更認定申請の承認
・平成26年6月23日（第17回）	平成27年度地域内フィーダー計画の承認
・平成27年1月21日（第18回）	平成26年度バス路線の実績及び評価結果
・平成27年6月29日（第19回）	平成28年度生活交通確保維持改善計画
・平成28年1月21日（第20回）	平成27年度バス路線の実績及び評価結果
・平成28年6月22日（第21回）	平成29年度生活交通確保維持改善計画
・平成28年8月29日（第22回）	網形成計画の方向性についての協議
・平成28年10月20日（第23回）	調査結果及び現状分析報告と課題整理
・平成28年12月16日（第24回）	計画の基本方針及び目標の検討
・平成29年1月27日（第25回）	素案の承認、平成28年度バス路線の実績及び評価結果
・平成29年3月15日（第26回）	網形成計画（案）の承認

16. 利用者等の意見の反映状況

市民や利用者からの意見聴取、協議会意見を反映して本事業計画を作成

17. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	関市企画部 関市建設部
関係都道府県	岐阜県 都市建築部 公共交通課
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人 岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車 株式会社 株式会社 ドライビングサービス 長良川鉄道 株式会社 岐阜乗合自動車労働組合

	岐阜国道事務所 管理第一課 美濃土木事務所 道路維持課 関警察署 交通課長
地方運輸局	中部運輸局 岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員 関市自治会連合会 関市社会福祉協議会 関市老人クラブ連合会 関商工会議所 関市女性連絡協議会

議案第6号

バス停留所の新設について

1 該当路線

わかくさ・富野線

2 実施日

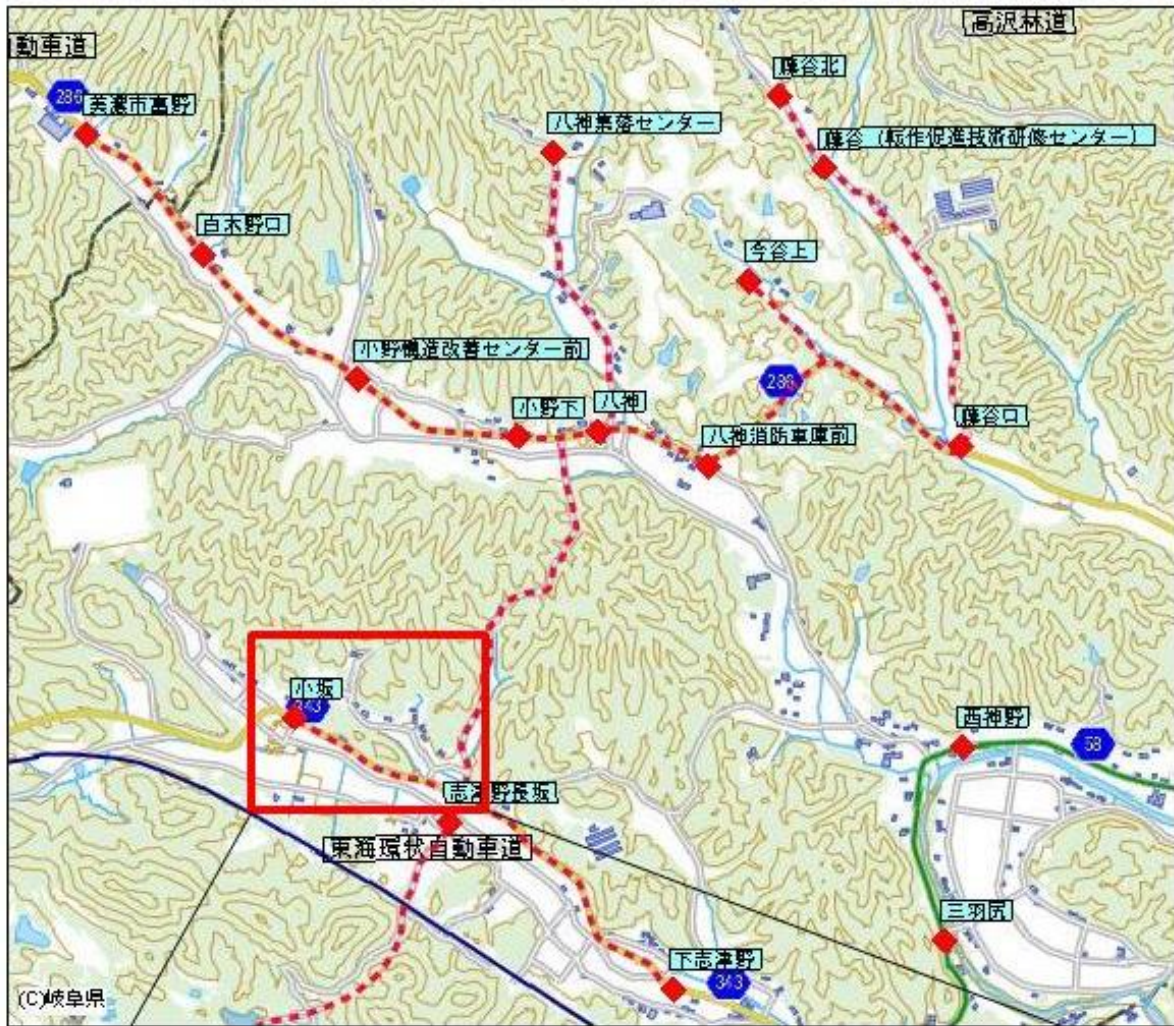
平成29年10月1日

【要旨】

関市富野地内志津野洞地区に「わかくさ・富野線」の停留所「洞集会所」を新設するものです。運行距離、基本時刻に変更はありません。

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シティターミナル～中濃厚 生病院～ <u>小坂～小野下</u> ～藤谷 北	関シティターミナル～中濃厚 生病院～ <u>小坂～洞集会所～小 野下</u> ～藤谷北
運行距離	26.1km	26.1km
運行本数	4往復/日	
運行日	毎日運転（12月30日～1月3日運休）	
所要時間	46分	46分
運賃	・1乗車 100円（障がい者・小人は半額） ・回数券（11枚綴り1,000円）を導入	
補助形態	運行委託	

洞集会所バス停





D1【わかかさ・富野線】（藤谷行）
毎日運転（12/30～1/3は運休）

平成29年10月1日 改正

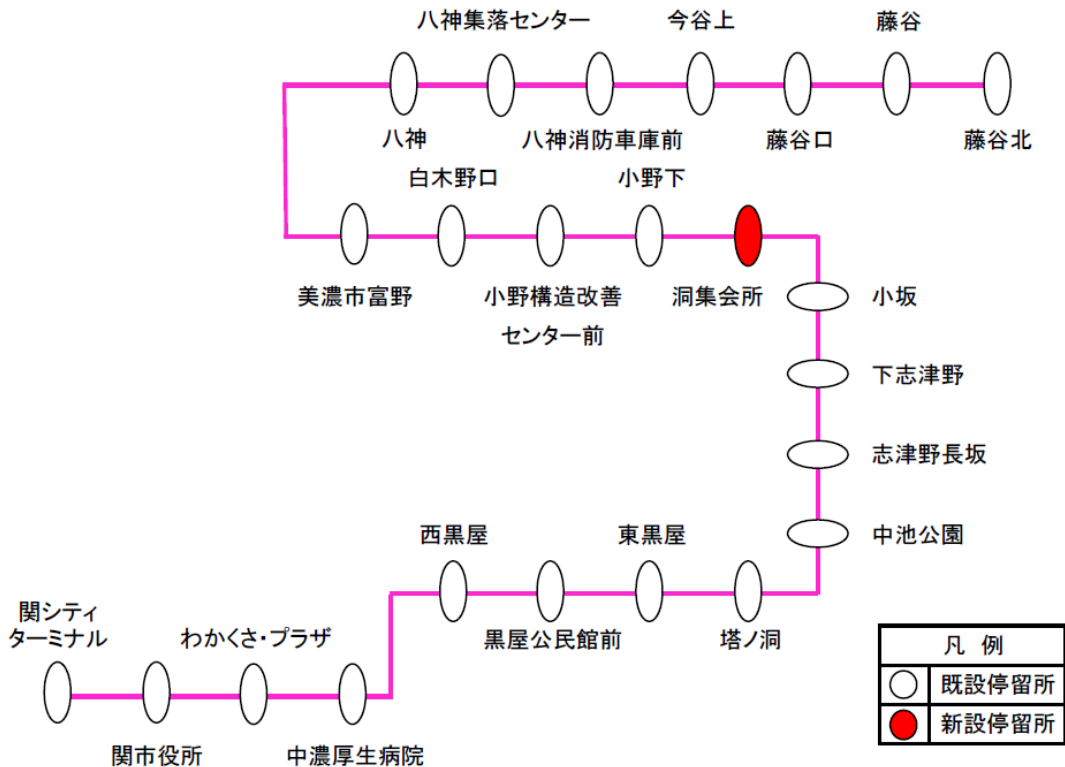
わかかさ・富野線 藤谷北行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4	
			予約締切 10:00	予約締切 12:00	予約締切 14:00	予約締切 16:00	
関シティターミナル			11:00	13:00	15:00	17:00	
関市役所	1.6	0:04	11:04	13:04	15:04	17:04	
わかかさ・プラザ	0.1	0:01	11:05	13:05	15:05	17:05	
中濃厚生病院	0.7	0:02	11:07	13:07	15:07	17:07	
西黒屋	1.5	0:03	11:10	13:10	15:10	17:10	
黒屋公民館前	0.3	0:01	11:11	13:11	15:11	17:11	
東黒屋	0.6	0:01	11:12	13:12	15:12	17:12	
塔ノ洞	1.2	0:02	11:14	13:14	15:14	17:14	
中池公園	1.1	0:02	11:16	13:16	15:16	17:16	
志津野長坂	2.7	0:04	11:20	13:20	15:20	17:20	
下志津野	1.3	0:02	11:22	13:22	15:22	17:22	
小坂	2.0	0:03	11:25	13:25	15:25	17:25	
洞集会所	0.6	0:01	11:26	13:26	15:26	17:26	
小野下	1.9	0:03	11:29	13:29	15:29	17:29	
小野構造改善センター前	0.6	0:01	11:30	13:30	15:30	17:30	
白木野口	0.8	0:01	11:31	13:31	15:31	17:31	
美濃市富野	0.7	0:01	11:32	13:32	15:32	17:32	
八神	3.0	0:05	11:37	13:37	15:37	17:37	
八神集落センター	0.8	0:02	11:39	13:39	15:39	17:39	
八神消防車庫前	1.0	0:02	11:41	13:41	15:41	17:41	
今谷上	1.1	0:01	11:42	13:42	15:42	17:42	
藤谷口（ふじたにぐち）	1.2	0:02	11:44	13:44	15:44	17:44	
藤谷（転作促進技術研修センター）	1.0	0:02	11:46	13:46	15:46	17:46	
藤谷北	0.3	0:00	11:46	13:46	15:46	17:46	
			26.1	0:46	0:46	0:46	0:46

D1【わかかさ・富野線】（関駅行）
毎日運転（12/30～1/3は運休）

平成29年10月1日 改正

わかかさ・富野線 関駅行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4	
			予約締切 前日	予約締切 9:00	予約締切 11:00	予約締切 13:00	
藤谷北			8:15	10:00	12:00	14:00	
藤谷（転作促進技術研修センター）	0.3	0:00	8:15	10:00	12:00	14:00	
藤谷口（ふじたにぐち）	1.0	0:02	8:17	10:02	12:02	14:02	
今谷上	1.2	0:02	8:19	10:04	12:04	14:04	
八神消防車庫前	1.1	0:01	8:20	10:05	12:05	14:05	
八神集落センター	1.0	0:02	8:22	10:07	12:07	14:07	
八神	0.8	0:02	8:24	10:09	12:09	14:09	
美濃市富野	3.0	0:05	8:29	10:14	12:14	14:14	
白木野口	0.7	0:01	8:30	10:15	12:15	23:00	
小野構造改善センター前	0.8	0:01	8:31	10:16	12:16	14:16	
小野下	0.6	0:01	8:32	10:17	12:17	14:17	
洞集会所	1.9	0:03	8:35	10:20	12:20	14:20	
小坂	0.6	0:01	8:36	10:21	12:21	14:21	
下志津野	2.0	0:03	8:39	10:24	12:24	14:24	
志津野長坂	1.3	0:02	8:41	10:26	12:26	14:26	
中池公園	2.7	0:04	8:45	10:30	12:30	14:30	
塔ノ洞	1.1	0:02	8:47	10:32	12:32	14:32	
東黒屋	1.2	0:02	8:49	10:34	12:34	14:34	
黒屋公民館前	0.6	0:01	8:50	10:35	12:35	14:35	
西黒屋	0.3	0:01	8:51	10:36	12:36	14:36	
中濃厚生病院	1.5	0:03	8:54	10:39	12:39	14:39	
関市役所	0.8	0:02	8:56	10:41	12:41	14:41	
わかかさ・プラザ	0.1	0:01	8:57	10:42	12:42	14:42	
関シティターミナル	1.5	0:04	9:01	10:46	12:46	14:46	
			26.1	0:46	0:46	0:46	0:46

わかかさ・富野線



その他

(2) 路線再編の具体案

○関板取線

- ・朝夕は通学の利便性向上のため関商工まで延伸する。
- ・山県経由については、山県高校以北の利用が少ないため、山県高校止まりとする。

○関上之保線

- ・朝夕は通学の利便性向上のため、せき東山から関高校、関商工を経由する。
- ・日中は利用者が少ないため、武儀事務所止まりとする。(乗継拠点としては、津保川診療所や道の駅「平成」も候補として考える)

○市街地路線

- ・「関市立地適正化計画」で都市機能誘導区域及び居住誘導区域に設定された市街地において、より利便性の高い移動サービスを確保するため1時間に1本以上の運行とする。
- ・刃物ミュージアム回廊へのアクセスも考慮する。

○その他旧関市内支線系

- ・運行形態、サービス水準の見直しを検討する。
(富野地域、田原地域についてはデマンドタクシー等新たな運行への移行を検討中)

○地域内バス

- ・上記、関板取線、上之保線の再編を軸に、地域の統合及び路線の見直しを行う。
(東ウイングについては先行して組織の統合に向けた調整を行っている)

○倉知線

- ・各務原市との協議のうえ関商工への通学の利便性を高めるダイヤ設定する。(必要があれば土日の運行も検討)
- ・各務原市は現在の運行に対して一定の満足度がある。

○岐阜板取線

- ・朝夕は通学、通勤の利便性向上のため従来通りJR岐阜駅直通とし、日中については山県市の新バスターミナル(建設予定)止まりとし、新バスターミナル、ほらどキウイプラザ間は車両の小型化を図る。

○牧谷線

- ・現在は通学に特化しすぎであり、日中の通院、買い物については不便な一面がある。
- ・美濃市との協議のうえ現在のサービス水準を維持しながらダイヤの見直し等が必要。
- ・一案として、通院、買い物利用については洞戸地域内バスと、美濃市のあいのりくんを乗り継ぐ。

運賃体系や定期券の設定については、事務局案を基に収支シミュレーションを行い、利便性を確保しつつ効率的な運行となるよう検討し事業者と協議を行う。

関市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。